

松沢地区防災計画

[令和3年修正]

松沢地区

【松沢地区防災計画作成団体】**(順不同)**

赤堤1丁目町会	日本大学文理学部
赤堤2丁目町会	日本大学櫻丘高等学校
赤堤3丁目自治会	都立松原高等学校
赤堤4丁目町会	松沢中学校
赤堤5丁目町会	緑丘中学校
桜上水1丁目町会	松沢小学校
桜上水2丁目町会	赤堤小学校
桜上水3丁目自治会	松沢地区民生委員・児童委員協議会
桜上水4丁目町会	日赤松沢分団
桜上水5丁目自治会	世田谷消防署上北沢出張所
経堂赤堤通り団地自治会	世田谷消防団 第11分団
都営桜上水3丁目アパート自治会	世田谷消防団 第17分団
桜上水ガーデンズ管理組合法人	下高井戸商店街振興組合
松沢 あんしんすこやかセンター	桜上水商店会
松沢地区社会福祉協議会	赤堤商店街振興組合

目次

- 1 松沢地区の特性松沢-1(-323-)
 - (1) 自然特性松沢-1(-323-)
 - (2) 社会特性松沢-2(-324-)
 - (3) 地域危険度松沢-4(-326-)
 - (4) 被害想定松沢-5(-327-)
 - (5) 防災資源一覧松沢-8(-330-)
 - (6) 防災資源マップ松沢-9(-331-)

- 2 各団体の防災活動～現在の取組状況～松沢-10(-332-)

- 3 松沢地区の課題と取り組み 松沢-15(-337-)
 - (1) 負傷者対応松沢-15(-337-)
 - (2) 帰宅困難者対応松沢-18(-340-)
 - (3) 地域住民の安否確認・避難行動要支援者支援松沢-21(-343-)
 - (4) 避難行動及び誘導松沢-23(-345-)
 - (5) 自助松沢-29(-351-)

1. 松沢地区の特性

(1)自然特性

面積	2.12 Km ²	最高標高	49.1 m	最低標高	33.0 m
----	----------------------	------	--------	------	--------

位置



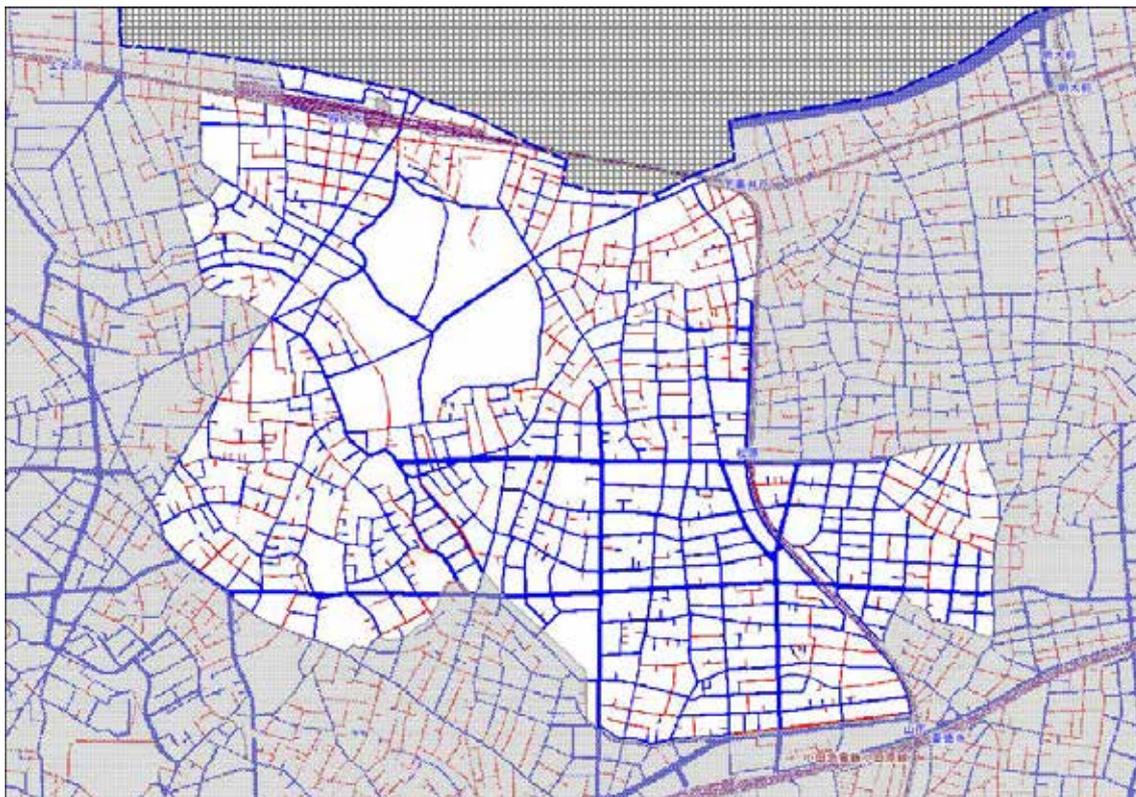
標高・急傾斜地・土砂災害危険箇所

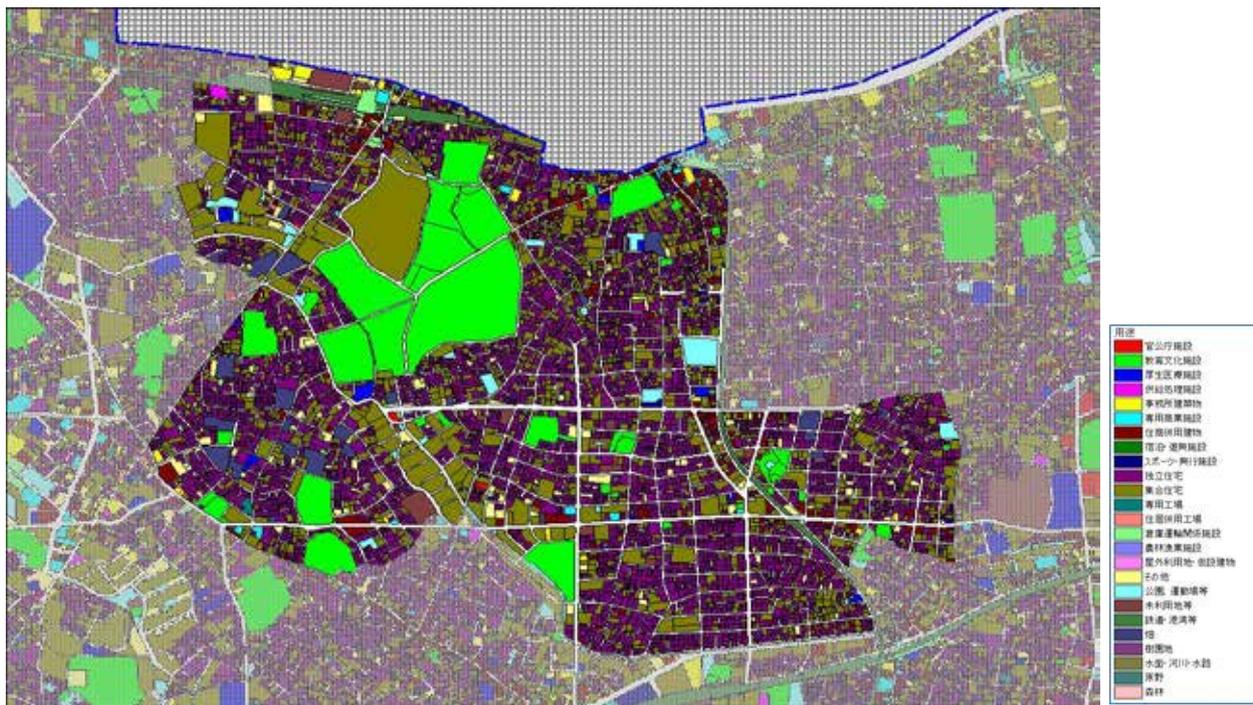


(2)社会特性

人口	34,415 人	細街路率	30.4 %	
世帯数	18,469 世帯	昭和56年以前木造建物棟数密度	83.4 棟/Km ²	
1世帯あたり	1.86 人	耐火率(建築面積ベース)	58.2 %	
若年層数(15才未満)	3,857 人	土地利用(宅地)	74.1 %	
若年層率(15才未満)	11.2 %	土地利用(宅地以外)	25.9 %	
高齢者数(65才以上)	7,032 人	鉄道駅	京王線桜上水駅 東急世田谷線松原駅	
高齢者率(65才以上)	20.4 %			
昼間の人口	33,089 人	産業	商業	59.2 %
夜間の人口	32,820 人		工業	8.8 %
昼夜間人口比	1.01 -		農業	32.0 %
町会・自治会数	13 -			

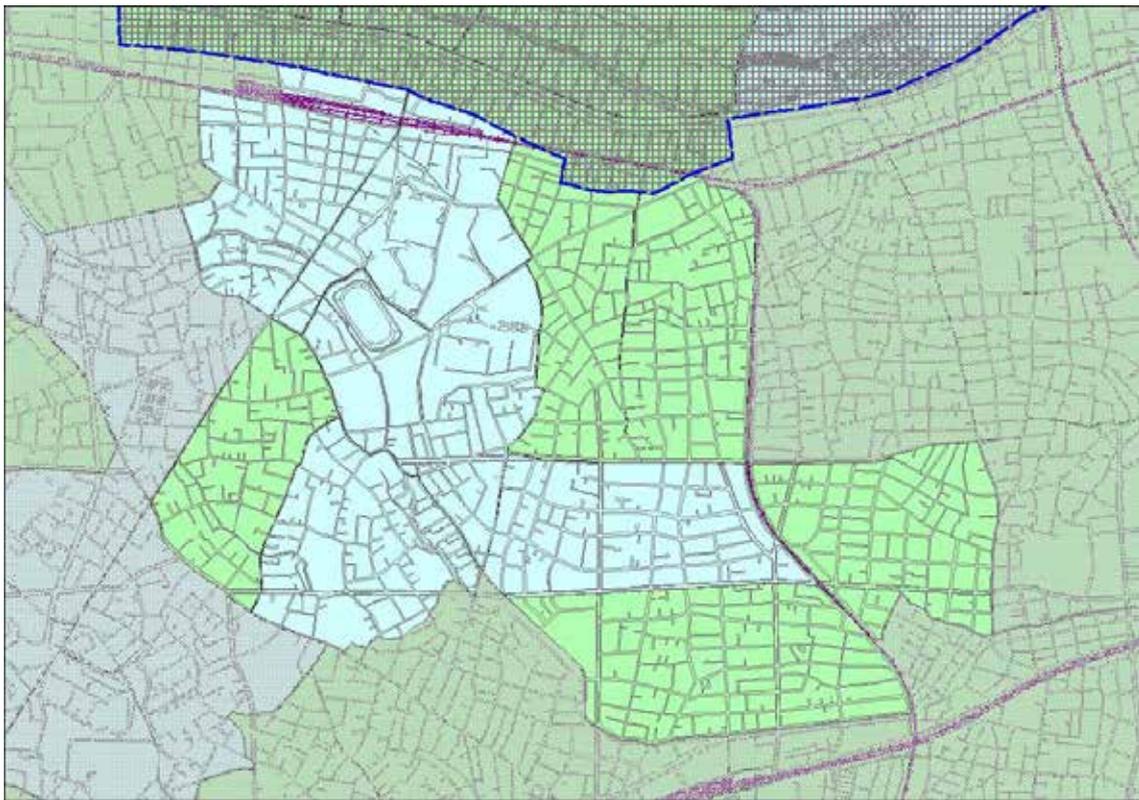
道路・公共交通機関



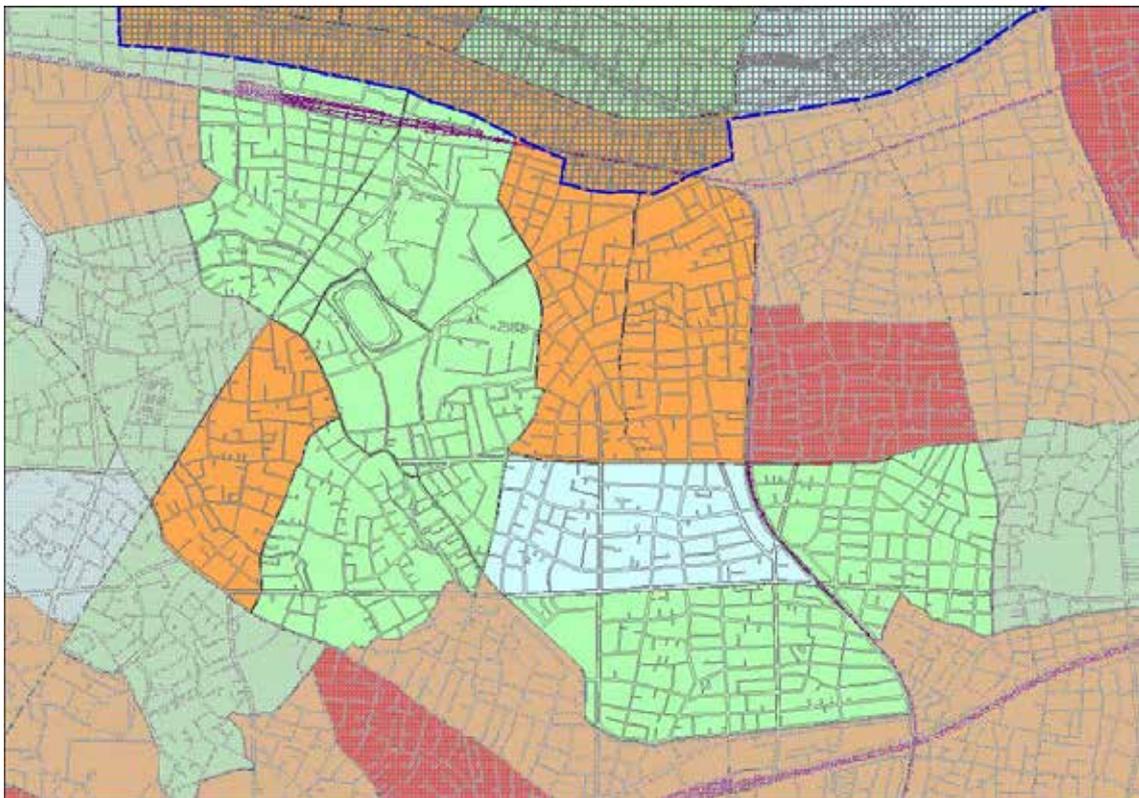


(3)地域危険度

建物倒壊危険度



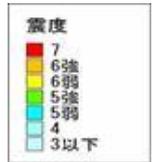
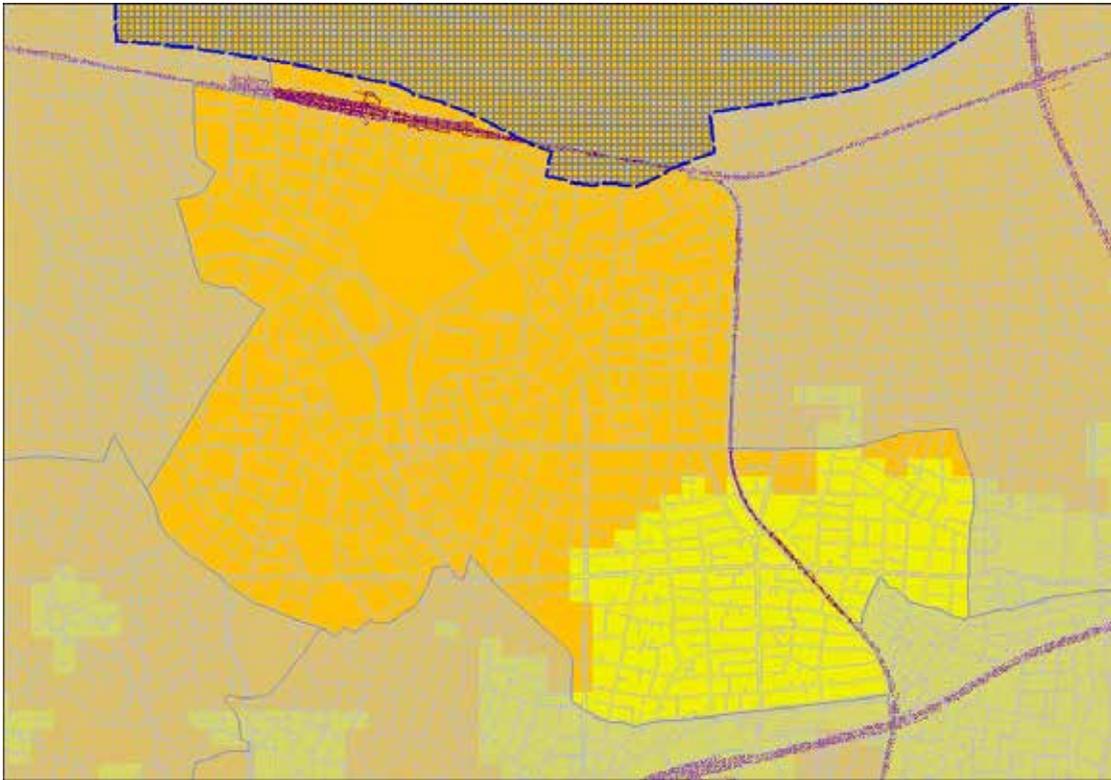
火災危険度



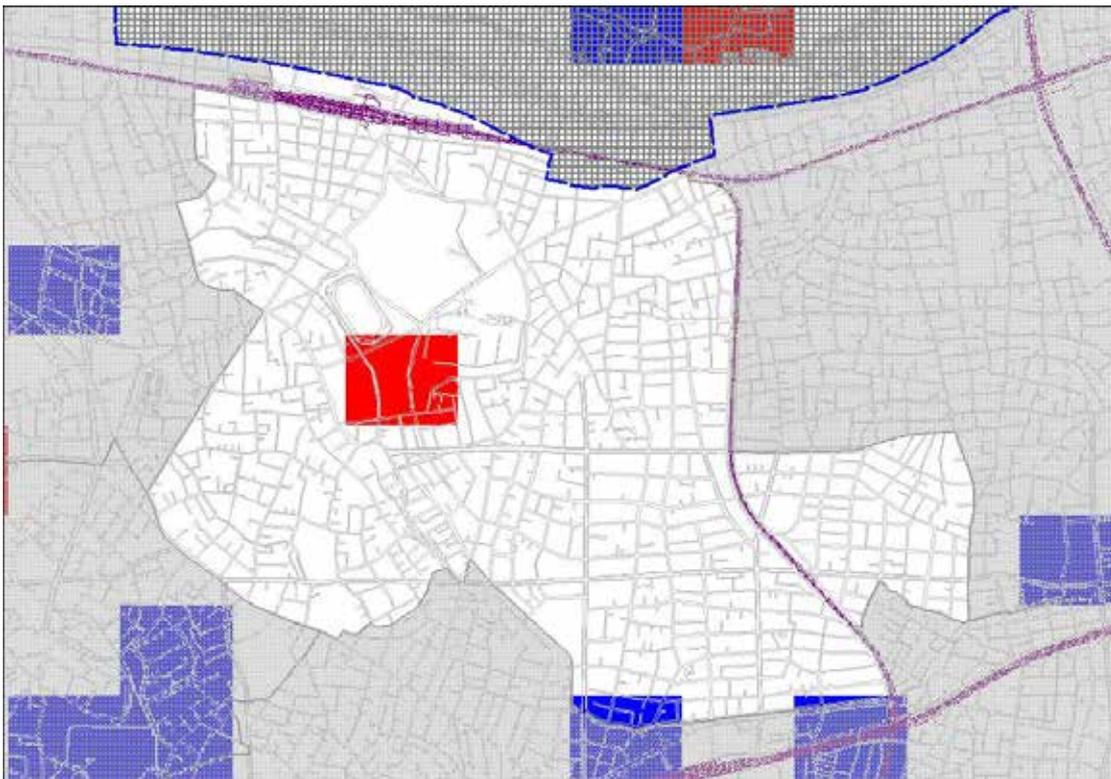
(4)被害想定

全壊棟数	184 棟	死者	28 人
半壊棟数	574 棟	負傷者	319 人
全焼棟数(倒壊建物含まず)	1,187 棟	うち重傷者	58 人

震度分布

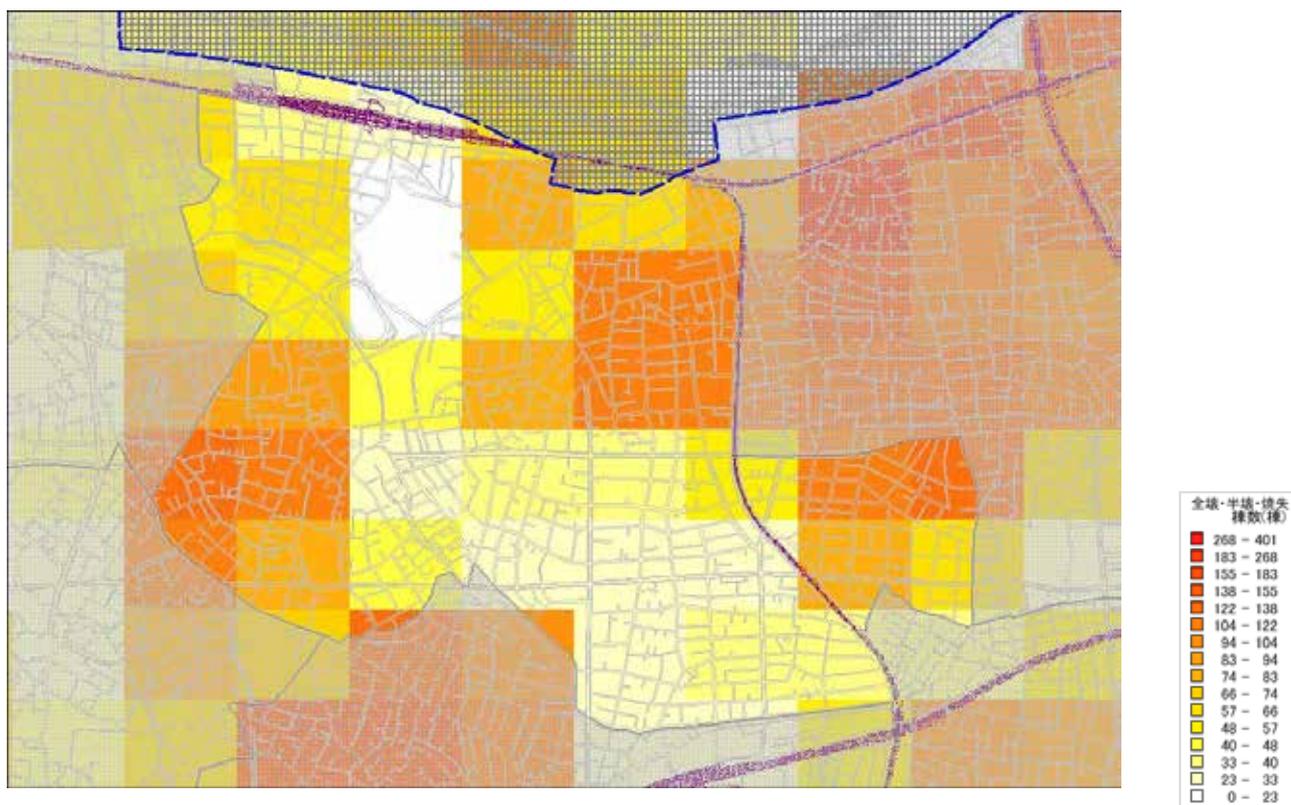


液状化分布



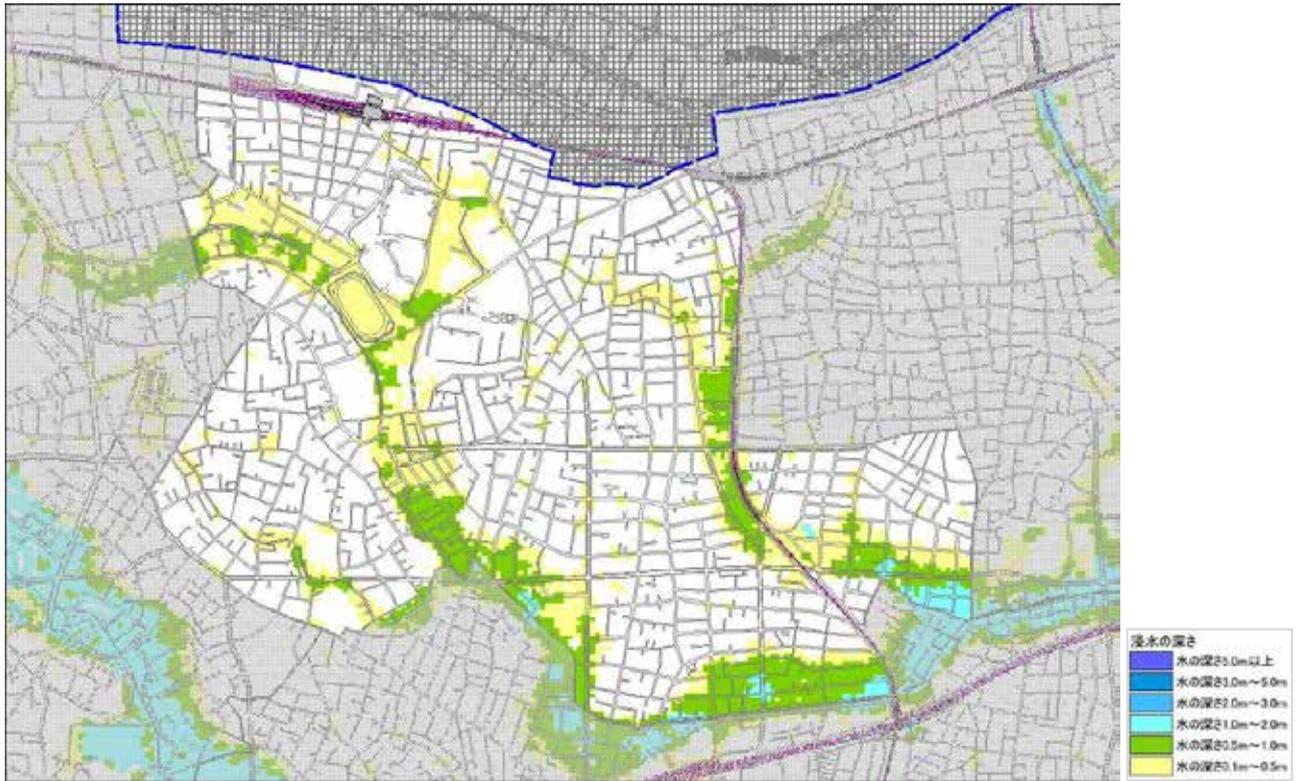
(4)被害想定

被害棟数分布

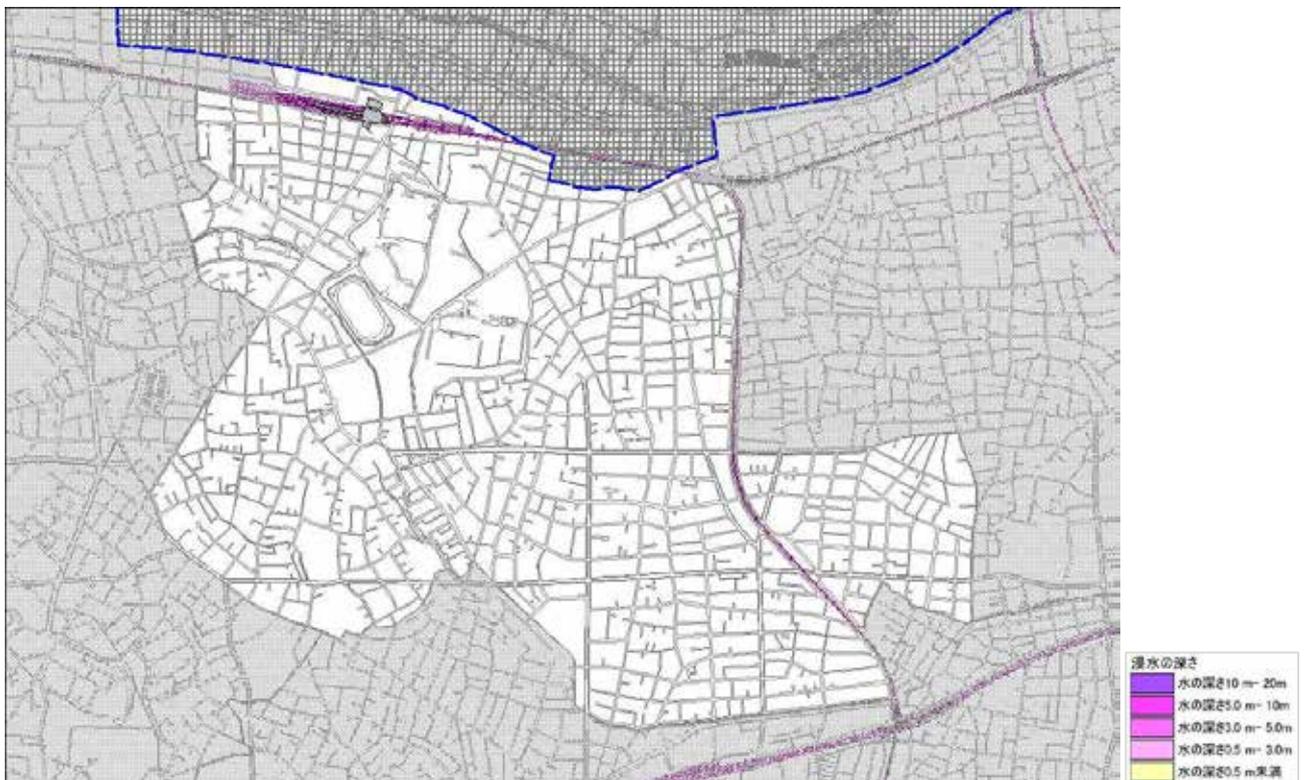


(4) 被害想定

浸水想定（内水氾濫・中小河川洪水版）



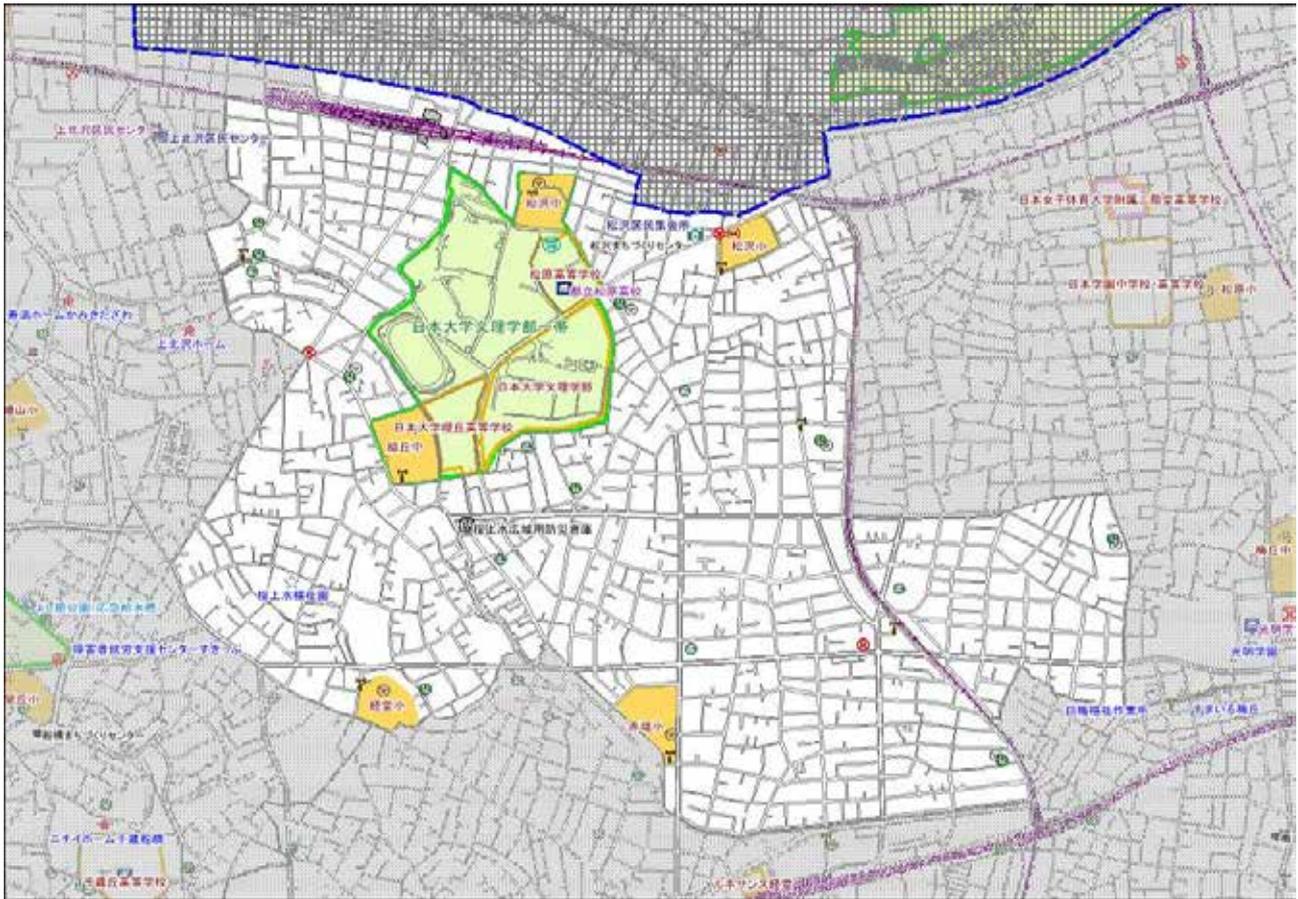
浸水想定（多摩川洪水版）



(5)防災資源一覧

広域避難場所	日本大学文理学部一帯				
一時集合所	赤堤小学校 赤堤1丁目みんなの公園 六所神社 西福寺境内 赤松公園 松沢小学校第2運動場 日大グランド(陸上競技場) 桜上水のびのび公園 赤堤けやき公園 経堂小学校 桜上水1丁目公園 密蔵院 土と農の交流園 桜上水3丁目広場 向山広場 緑丘中学校 松沢中学校 桜上水公園 団地内広場(経堂赤堤通り団地7号棟の前) せせらぎ通り 団地内広場(都営桜上水3丁目アパート) 敷地内広場(桜上水ガーデンズ)				
指定避難所	松沢中学校 緑丘中学校 経堂小学校 赤堤小学校 松沢小学校				
予備避難所	都立松原高等学校 日本大学櫻丘高等学校 日本大学文理学部				
母子避難所					
福祉避難所(高齢者)					
福祉避難所(障害者)	桜上水福祉園				
水害時避難所(第1次)		野川・仙川洪水時避難所			
水害時避難所(第2次)	松沢区民集会所				
医療救護所	松沢中学校				
東京都災害拠点病院					
東京都災害拠点連携病院					
緊急医療救護所					
一時滞在施設	都立松原高等学校				
帰宅支援ステーション	都立松原高等学校	帰宅困難者支援施設			ヶ所
ボランティアマッチングセンター					
マンホールトイレ	10 ヶ所	防災無線塔	8 ヶ所	緑地	ヶ所
輸送拠点					
給水拠点					
広域用防災倉庫	桜上水広域用防災倉庫				
土のうステーション					
警察署・交番	桜上水交番 赤松交番 赤堤交番				
消防署・出張所					

(6)防災資源マップ



○ 総合支所	■ 広域避難場所
● まちづくりセンター	■ 指定避難所
⊗ セタがや災害ボランティアセンター	■ 予備避難所
⊞ 広域防災倉庫	□ 母子避難所
● 給水拠点	★ 福祉避難所(高齢者)
⚡ 防災無線塔	☆ 福祉避難所(障害者)
⊙ マンホールトイレ	🏠 水害時避難所(第1次)
■ 土のうステーション	🏠 水害時避難所(第2次)
🚓 警察署	📍 野川・仙川洪水時避難所
🚓 交番	🏠 医療救護所
🚒 消防署	🏠 東京都災害拠点病院
🚒 消防出張所	🏠 東京都災害拠点連携病院
🌳 身近な広場	🏠 緊急医療救護所
🌳 公園	🌊 一時滞在施設
🌳 緑地	🏠 指定支援ステーション
	🏠 帰宅困難者支援施設
	🏠 ボランティアマッチングセンター
	🏠 輸送拠点等

出典

世田谷区土砂災害ハザードマップ 令和元年9月

世田谷区の町丁別人口と世帯数 令和2年4月1日現在

町丁別屋間人口(推計) 平成27年国勢調査 東京都 平成27年10月

平成28年度土地利用現況調査データ 平成29年3月

首都直下地震等による東京の被害想定報告書 東京都防災会議 平成24年4月18日公表

世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ 令和2年9月

世田谷区防災マップデータ 令和2年2月

2. 各団体の防災活動～現在の取り組み状況～集計表

団体名	防災担当者数		防災に関する会議				防災活動・資機材配備等の実施				消火資機材の配備								防災訓練等の実施	
	実施している	実施していない	会議名	(年間回数)	実施している	実施していない	配備している	配備していない	スタンバイブ		D型ポンプ		消火器		その他		実施している	実施していない		
									数量	場所	数量	場所	数量	場所	名称	場所				
赤堤1丁目町会 防災防火部	10	○	赤堤1丁目防災 防火部会	12	○	○	○	5	赤堤1-3(河田保育園) 赤堤1-11(防災倉庫) 赤堤1-33(ランドフェリシ ア入口) 赤堤1-37(デイホーム角) 赤堤1-40(赤堤小角)	1	赤堤1丁目 みんなの 公園防災 倉庫	40	地図参 照			○	○	3~4	町内27箇所にあ る消火栓を数箇 所ずつ回りなが ら実施	
赤堤2丁目町会 防災部	10	○	赤堤2丁目町会 防災部	2~3	○	○	○	3	2丁目町内3ヶ所							○	○	3	赤堤小学校、創 価学会文化会 館、道路	
赤堤3丁目自治 会	10	○	赤堤3丁目自治 会役員会	6	○	○	○	1	西福寺駐車場内防災倉庫	1	西福寺駐 車場内防 災倉庫					○	○	2	西福寺駐車場 赤堤小学校	
赤堤4丁目町会	5	○	町会役員会会 議	4	○	○	○	1	赤堤4丁目町会倉庫	1	赤堤4丁目 町会倉庫					○	○	4	赤松公園、松沢 小学校	
赤堤5丁目町会	8	○			○	○	○	2	町会防災倉庫							○	○	1	赤堤けやき公園	
桜上水1丁目町 会	8	○	訓練内容確認	1~2	○	○	○	1	桜上水1丁目町会防災倉庫 (通称:中村倉庫)	1	桜上水1丁 目町会防 災倉庫(通 称:中村倉 庫)					○	○	3	松沢区民集會 所、区立緑丘中 学校他	
桜上水2丁目町 会	12	○	町会役員会		○	○	○	2	福祉園、総務部長宅	1	密蔵院門 内					○	○	2	消火栓のある場 所	
桜上水3丁目自 治会	9	○			○	○	○	1	会長宅内	1	桜上水3丁 目防災倉 庫					○	○	1	都営アパート敷 地内および道路	
桜上水4丁目町 会	7	○	避難所運営委 員会	10	○	○	○	2	桜上水4-11-4、桜上水4-8 -10	1	第2防災倉 庫					○	○	6	松沢中学校、三 角公園他	
桜上水5丁目自 治会	6	○	防災教室 防災会議	10	○	○	○					28	桜上水5 丁目内			○	○	3	むつみ会館及び 桜上水公園等	
経堂赤堤団地 自治会	5	○			○	○	○									○	○			
都営桜上水3丁 目アパート自治 会	7	○	自治会役員会	4	○	○	○	1	倉庫内	1	倉庫内	3	集会所			○	○	1	松沢中学校	
桜上水ガーデン ズ管理組合法人	7	○	防災部会(全体 会・幹部会)	12	○	○	○					428	各棟各 階の共用 廊下	消火 栓	C棟以外 の各棟各 階共用階 段廊	○	○	1	敷地内広場	

団体名	防災訓練等の実施				防災マップ										防災士等の数			災害時連携・協定 (区を除く)															
	救命救急講習会		その他		作成済	作成中	作成検討中	作成予定なし	掲載情報			掲載情報							防災士	把握していない	地域防災リーダー	把握していない	他団体との連携	協定締結	特になし	連携先・内容	協定先・内容						
	回数	実施場所	訓練名称	実施場所					一時集合所	広域避難場所	避難所	街路消火器	防火水槽	震災用井戸	消火栓	その他																	
赤堤1丁目町会 防災防火部					○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	町会防災倉庫、スタン ドパイプ、防災無線 塔、AED、防火水槽、 井戸	1		1						無線通信な ど		
赤堤2丁目町会 防災部					○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	AED、公衆電話	1		○								
赤堤3丁目自治 会	1	西福寺客殿	無線連絡 網訓練/ 役員会の 都度	役員20 名の自宅	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無線配置場所、自治会 防災倉庫、AED	2		1								
赤堤4丁目町会					○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	スタンドパイプ、AE D、防災無線塔			○								
赤堤5丁目町会					○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	町会防災倉庫、スタン ドパイプ、防災無線 塔、AED			○								
桜上水1丁目町 会	1	北沢タウン ホール他			○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	町会防災倉庫、防災無 線塔、AED			○								
桜上水2丁目町 会	0		安否確認 訓練 災害食調 理訓練	町内全会 員宅 福祉園前	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	町会防災倉庫、スタン ドパイプ、防災無線 塔、AED	4		2								
桜上水3丁目自 治会	1	都営集会所			○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0		1		○				都営桜上水 3丁目ア パート自 治会		
桜上水4丁目町 会	1	松沢中学校			○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		3		0								
桜上水5丁目自 治会	1	むつみ会館	発電機操 作訓練 炊き出し 訓練	桜上水公 園、むつ み会館	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	災害時防災拠点	1		4								
経堂赤堤団地 自治会							○																										
都営桜上水3丁 目アパート自治 会			AEDを含 む団地内 訓練	団地内集 会所付近	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自治会防災倉庫、スタ ンドパイプ、防災無線 塔、AED			○								
桜上水ガーデン 管理組合法人	1	共用棟(クラ ブハウス)内			○																												桜上水4丁 目町会

団体名	避難行動要支援者協定					避難行動要支援者対策			連絡手段の確保			防災活動に関するマニュアル (避難所運営マニュアルを除く)					救出救助に係る資機材の配備								
	締結している	検討中である	予定はない	見守り活動の日頃からの	要支援者体験	その他	特に実施していない	簡易無線	作成・整備	その他	策定済み	策定中	検討中	予定なし	名称	配備していない	配備している	リアカー	はしご	脚立	担架	救急セット	ヘルメット	救助工具セット	パール
赤堤1丁目町会 防災防火部	○			○	難しいため中止			○	無線機導入済		○			未定		○	2			1	13	30 (20追加予定)	1		
赤堤2丁目町会 防災部			○	○					災害時用としてはなし				○			○	1					7		3	3
赤堤3丁目自治会		○		○				○		○				赤堤3丁目自治会 防災計画		○					1	40	1		
赤堤4丁目町会			○				○	○					○			○	1			2		30	1		
赤堤5丁目町会			○				○	○					○			○	1		1	1	5	20			
桜上水1丁目町会	○			○				○					○			○	1			1	1	15			
桜上水2丁目町会	○				応諾者との面談			○				○				○	1			3	3	21		1	1
桜上水3丁目自治会		○							近隣者同士の連携強化 (役員会にて徹底)				○			○	1				5	15	1	1	1
桜上水4丁目町会		○			住民の状態の把握			○				○				○				2	1	0		2	2
桜上水5丁目自治会	○			○	要支援者の方に保存水を配布			○				○				○	1		3	1	1	4	1		4
経堂赤堤団地自治会			○	○	各階段委員が役員に連絡する								○		○										
都宮桜上水3丁目アパート自治会	○			○				○					○			○		1	5	1	1	25		2	5
桜上水ガーデンズ 管理組合法人		○			住民アンケートにより要支援者を把握している			○		○				桜上水ガーデンズ 防災マニュアル		○	2	2		6	18	55		3	8

団体名	救出救助に係る資機材の配備						食糧等の備蓄														
	その他	ヘルメット、 救急セットは 各役員保管 防災倉庫	保管場所	備蓄して いない	備蓄して いる	アルファ 米	ビスケット ・乾パン	おかゆ	飲料水	缶詰類	レトルト食 品類	カセット コンロ	その他災害 用食料	非常用 トイレ	照明	発電機	給水タンク				
赤堤1丁目町会 防災防火部												4		1000			間もなく購入 予定				
赤堤2丁目町会 防災部			車椅子1脚、簡易テ ント		○																
赤堤3丁目自治 会														○	○	○					
赤堤4丁目町会						赤堤4丁目倉 庫		○	220	370	180	75		137			簡易トイレ1 00回用×3 箱				
赤堤5丁目町会						町会防災倉 庫		○								3	2				
桜上水1丁目町 会			毛布20枚、ブルー シート35枚、トラ ンシーバー4機		○							360									
桜上水2丁目町 会						密蔵院内防 災倉庫		○	260	80		220		3			2				
桜上水3丁目自 治会	1	1	1	2		防災倉庫お よびその他		○								3	3	100(10 %×10)			
桜上水4丁目町 会			1			車椅子2		○									780	2	2	20%×2	
桜上水5丁目自 治会	1	4	2	1		かなてこ③、ハンマ ー③、金づち②、なた ②、鉄線切り①	桜上水公園 内倉庫、むつ み会館横倉 庫	○	200	128	96	6		4	30 (ご飯・ カレー)		400	5	5		
経堂赤堤団地 自治会								○	500			100									
都営桜上水3丁 目アパート自治 会		5	1	1	1		倉庫等	○		100		1260		100				簡易トイレ 1000枚、男 性用トイレ3 個		1	
桜上水ガーデン ズ管理組合法人	3					台車5台	防災備蓄倉 庫	○(食糧・飲 料水の備蓄 はない)						5			878	18	10		

団体名	食糧等の備蓄			その他の防災活動
	その他	保管場所	備蓄品配布先	
赤堤1丁目町会 防災防火部		防災倉庫		ローリングストックの勧め/避難所へ行けない方の町内での受け入れ検討
赤堤2丁目町会 防災部				災害時の生活必需品、食品等は、各自各家庭で用意するよう話しています。行政は直ぐには動けない事、町会も高齢化で対応困難。但し、出火には初期対応との考えで、スタンドパイプを3基備えました。先ずは自助そして共助を機会毎に伝えています。
赤堤3丁目自治会				・食糧や生活必需品については、各自で備えてもらうよう、年1回くらい非常用トイレのあっせんや消火器等のあっせんをしています。 ・ビスケット、乾パンについては防災訓練に参加された方には配布しています。
赤堤4丁目町会		赤堤4丁目倉庫	赤堤4丁目町会員	防災訓練時、赤松公園に設置されているかまどを使った炊き出し訓練も兼ねる。
赤堤5丁目町会		防災倉庫	町会管轄住民	
桜上水1丁目町会	缶パン180缶近日購入予定	桜上水1丁目町会 倉庫	主に町会管轄住民	・緑丘中学校にて、避難所運営委員会に毎月約20名参加 ・松沢地区防災塾に参加 ・災害時消火用資機材講習会参加
桜上水2丁目町会				ソーラーパネル・充電蓄電器。RO浄水器。
桜上水3丁目自治会		桜上水3丁目防災 倉庫	自治会管轄住民	地元消防団と夜警の実施
桜上水4丁目町会		第1防災倉庫、第3 防災倉庫		毎月防災倉庫の点検と発電機・D級ポンプの始動テストを行っており、D級ポンプ・スタンドパイプの使用テストを年1回行っている。
桜上水5丁目自治会	マンホール用トイレ①、段ボールトイレ③、テント⑦、コンロ⑨、燃料、救急ケース、マスク ほか	むつみ会館内・外 倉庫	桜上水自治会住民	自治会内の主要道路に「愛称」をつけて、日頃から皆で使いあい「防災」・「絆づくり」に役立っています。
経堂赤堤団地 自治会				都市再生機構の8階建て集合住宅なので、火災・倒壊の心配が少ないので防災意識が低く、防災組織作りにも無反応の居住者が多く困っています。老人の一人住まいも多く各自が自己防衛する入居者ばかりです。
都宮桜上水3丁目 アパート自治会	懐中電灯全世帯配布、マグネット(安否確認用)全世帯配布	自治会倉庫		
桜上水ガーデン 管理組合法人	マンホールトイレ30、パーソナルテント30、飲料水生成装置1台、ポリタンク878、非常用LEDライト1基、ガソリン携行缶(10L)×2缶	防災備蓄倉庫		

3. 松沢地区における課題と今後の取り組み

課題1 負傷者対応

■意見

- a 建物が安全で負傷の程度も重篤でない場合はなるべく自宅にいて、家族等による応急処置を受ける方がよいことを周知したい。
- b 応急救護ができる人を訓練などにより増やせるとよい。
- c 応急処置のための医薬品・布等や停電時用の照明灯などを備蓄しておく必要がある。
- d 負傷者を発見するために町会等の組織で隣近所の一人暮らしや避難行動要支援者以外の家庭も見回る、負傷者の情報が避難所に入ったときは避難所からでも助けに行く、などのルールを決めるとよい。
- e 負傷者を搬送する場所や手段、協力機関との連絡方法などが決まっていない。負傷者の受け入れや避難所への往診などについて、開業医や福祉施設等と協定を結んでおく、看護師などの有資格者を把握(登録)しておく、等の必要がある。
- f 医療従事者だけでなく、保育や通訳が出来る人などを含めた人材バンクを作り、必要に応じて活動支援の仕組みを組織化する。(乳幼児の保育・家族の介護などの事情がある有資格者への対応)
松沢地区には学校が多く、学生も戦力として期待できる。
- g 障害がある人などは、自己申告や手帳の提示がないとわからないケースもある。障害の内容も様々で、個別の対応方法について平常時に町会で決めておく必要がある。個人情報管理の面から避難行動要支援者などのリスト化は難しい。被災後に判明した場合は区に連絡すればよいのか。
- h 応急処置の方法や医療機関等を載せた、地区の状況に合わせた外国語版・点字版のリーフレットなどがほしい。
外国籍(言葉が通じない)の人や障害のある人も困らないようにしたい。

■地区としての今後の取り組みの方向性

① 応急処置の知識・技術の拡充を図る。

* ■意見の a b に対応

- ・緊急を要する負傷かどうかの見極めの方法と判断者。
- ・応急救護ができる人材の育成。

②救護体制(ルール)を整え住民に周知する。

* ■意見の a d e に対応

- ・負傷の程度や状況ごとの居場所(搬送先)。
- ・搬送先を明確にする。
- ・一箇所に搬送し、後に分ける。
- ・搬送する際の方法、手順、役割分担など。

③次に挙げる協力団体(者)等を把握し、発災時の協力を呼びかけるとともに発災時の連絡方法や協力できる人の集合場所を決めておく。

* ■意見の e f に対応

- ・協力団体(者)や有資格者等。
- ・開業医、看護師などの医療関係者。
- ・近隣の学校の教職員や学生(場所・人)。
- ・通訳・保育・介護などができる人材。
- ・要配慮者用の福祉避難所(場所・人)。

④必要物品の備蓄を進める。各家庭での備蓄を進めるよう周知する。

* ■意見の c h に対応

- ・応急処置を可能にするための医薬品・布等。
- ・搬送や見回りに必要な道具。
- ・地区の状況に合わせた外国語版・点字版のリーフレット。

⑤その他。

* ■意見の g h に対応

- ・負傷者が障害者や高齢者、日本語が通じない(宗教施設等を通じて連絡できることもある)場合の対応を検討する。

■各団体の今後の取り組みの方向性

ア 救護体制を検討し、協力団体等との連携までルール化したものを全戸配布・回覧等で周知する。また、必要に応じて商店街とも情報共有を図る。

* ■地区の取り組みの②に対応

イ 防災訓練等に定期的に応急救護訓練を組み込み、経験者を増やす。

* ■地区の取り組みの①に対応

ウ 町内の開業医に診療科目や、医師・スタッフの勤務体制等を確認のうえ発災時の受け入れについて働きかける。

*■地区の取り組みの③に対応

エ 町内にある福祉施設との連携を働きかける。

*■地区の取り組みの③に対応

オ 町内にある学校との連携を働きかける。

*■地区の取り組みの③に対応

カ 町内で救護活動に有効な有資格者(準ずる人を含む)を募り、リスト化する。

*■地区の取り組みの③に対応

キ 応急救護活動に必要な物品の洗い出しと備蓄管理を進める。

*■地区の取り組みの④に対応

ク 避難行動要支援者等のリストを整備し、発災時の対応方法を互いに確認しておく。

*■地区の取り組みの⑤に対応

課題2 帰宅困難者支援

■意見

- a 松沢地区には都立松原高校が一時滞在施設および帰宅支援ステーションに指定されているが認知度が低いのではないか。
- b 東日本大震災時、下高井戸駅に近い松沢小学校には、帰宅支援または一時滞在を求める通勤者等が多く来た。今後も商店街など人が多く集まるエリアでは、地元住民以外の被災者が、帰宅支援を求めて避難所へ来ることが想定される。このため避難所では、運営に支障が出ないよう、帰宅困難者への支援限度（線引き）を決めておく必要がある。
- c 避難所で近隣の一時滞在が可能な施設や健康状態に応じた福祉的なケアができる施設への誘導などができるとうい。そのためには福祉的なケアができる施設との連絡方法や施設までの経路の安全確認手段も平時に決めておくとうい。
- d 松沢地区には福祉施設や広大な面積を持つ日本大学文理学部があるので、一時滞在受け入れなどの協力についてお願いしておくことはできないだろうか。

■地区としての今後の取り組みの方向性

- ①都立松原高校は発災後72時間は一時滞在施設として設置され、帰宅支援ステーションの機能を持たないが、このことについての認知度が低い。
帰宅支援ステーションの協定を結んでいるコンビニエンスストアやガソリンスタンドなどの提供内容などについても知っておく必要がある。
このことを踏まえて一時滞在施設および帰宅支援ステーションについて正確に理解し、正しい誘導や案内をすると共に該当施設等に対し適切な対策を取るよう働きかけていく。

* ■意見の a に対応

- ・発災後 3 日間、行き場の無い帰宅困難者は無理に帰宅させないという前提のもと、各施設の役割を住民全員が共通認識として持つ。
- ・駅員や商店街、学校職員等も正しく誘導できるよう図る。

②帰宅困難者から受け入れを求められた場合に小中学校がとるべき対応策を確認しておく。

* ■意見の b c に対応

・深夜などで、一時滞在施設もしくは帰宅支援ステーションへの立ち寄りが困難な人への支援内容(水分・防寒など)を決めておく。

③その他。

* ■意見の b d に対応

・商店街・大学等と協議し、協力・応援してもらう。

■各団体の今後の取り組みの方向性

ア 町内にある一時滞在施設および帰宅支援ステーションの場所や、業種による支援内容の相違点、災害時の体制等を把握し、地域住民に周知する。

* ■地区の取り組みの①に対応

イ 帰宅困難者を受け入れる都立高校は、鉄道会社等に対し、受け入れる対象者を正確に把握した上で適切に誘導できるように働きかける。

町会はこれを正しく理解し、必要に応じて協力する。

* ■地区の取り組みの①に対応

ウ 主要駅等からの一時滞在施設もしくは帰宅支援ステーションまでの案内図を必要な箇所に掲出する。

* ■地区の取り組みの①に対応

エ 都立松原高校は東京都が指定した一時滞在施設として、想定される被害人数に必要な数の物品の備蓄および場所の確保を行う。

各団体はこれを正しく理解し、必要な誘導をおこなう。

* ■地区の取り組みの①に対応

オ 松原高校は、一時滞在施設および災害時帰宅支援ステーションとしての役割を理解したうえで防災教育を推進し、高校生の防災に対する意識を高めるとともに地域との連携を強化していく。地区内の各団体は、団体において、都立松原高校の取り組み内容を周知する。

* ■地区の取り組みの①③に対応

カ 日本大学文理学部は、状況に応じて帰宅困難者の一時滞在施設として協力する。区内の団体は、必要に応じて日本大学文理学部に依頼をする。

* ■地区の取り組みの③に対応

キ 情報入手手段を備え、災害状況や交通機関の運行状況など、帰宅可否の判断材料となる情報を求めに応じて提供する。

* ■地区の取り組みの②に対応

ク 本来、避難所の備蓄物品は避難所運営用であり、帰宅困難者には渡せないが、限界事例も想定される。このため、小中学校は避難所運営委員と協議し、帰宅困難者への物資等の提供の範囲を決めておく。

* ■地区の取り組みの②に対応

ケ 小中学校に訪れる帰宅困難者に対し、状況等に応じた受け入れ施設を決めて協力依頼しておき、誘導する際の連絡手段も確立させておく。

* ■地区の取り組みの②に対応

コ 商店街は、避難所や町会等の求めに応じ、発災後も営業している店舗情報（営業時間や品目、在庫数などを含む）を可能な範囲で提供する。

* ■地区の取り組みの③に対応

課題3 地域住民の安否確認・避難行動要支援者支援

■意見

- a 松沢地区は高齢化が進んでおり若年層率も高いため、災害弱者も多いと思われる。町会ごとに要配慮者の名簿や近隣の家族構成をリスト化しておくなど、住人把握のための名簿を用意するのがよいのではないか。
- b 避難行動要支援者用の福祉避難所を確保し周知しておく必要がある。
- c 安否確認する際は、まず自分や家族、次に自宅の安全を確認した上で近隣住民等を確認するなどのルールを決める必要がある。班長が自班の被害状況を確認した上で町会長へ状況報告するなど、町会の中の班の仕組みを活かした方がよいのではないか。
- d 在宅か留守かを確認する方法や、無事であることを周囲に知らせる、または無事を確認済であることを表示する方法が決まっていない。避難所や一時集合所へ避難している人の確認や、外出先で被災した住民との連絡はどのようにしたらいいのか。
- e 見回り役が負傷した場合等の代行者も決まっていない。
- f 協力者(協力組織)を決めておく必要があるが、明確には決まっていない。松沢地区は学校が多く昼間は学生が多くいるので、見回りに参加してもらうなど、若い人に協力してもらう体制を作ってはどうか。
- g 日頃から近所でのコミュニケーションを持つ必要があると思う。近所づきあい、井戸端会議などを通じて災害時の安否確認に必要な情報を把握することができる。
- h 自治会の地域最小単位内で、被害状況や震災等の情報を得るためのツールが必要である。具体的にはラジオ、テレビ、インターネットか。他にも何が必要か検討しておく必要がある。

■地区としての今後の取り組みの方向性

①安否確認を組織的に行うためのルール策定や必要物品を揃える。

* ■意見のc d e hに対応

- ・町会自治会で組織的な見回りルートを定める。
- ・必要な物品(OK旗・OKボード、ホイッスルなど)を用意する。
- ・平時よりLINEなど携帯電話等のアプリを利用したグループ構築をしておき、発災時の安否確認にも使うことを共通理解しておく。

②地域住民の状況を把握する。

*■意見の a b に対応

- ・近隣の家族構成をリスト化しておくなど住人把握のための名簿を用意するよう努力する。
- ・各町会は避難行動要支援者協定の締結に向けて努力する。
- ・締結が難しい町会は平時から可能な範囲で対象者の情報を把握しておく。
- ・特定の配慮が要る(透析患者、人工呼吸器・特定薬が必要など)方のリストの整備。

③避難行動要支援者・協力者(団体)間の連携を図る。

*■意見の b f g に対応

- ・平日の昼間地域にいる学生などから協力を得られないか、大学側に働きかける可能性を探る。
- ・近所でのコミュニケーションを持つ(近所づきあい、井戸端会議など)。

■各団体の今後の取り組みの方向性

ア 町会会議などで検討し、町の状況に合わせた安否確認のルールを作り、可能な範囲で町会加入者以外にも周知を図る。また、必要に応じて安否確認に使用する品を揃える。

*■地区の取り組みの①に対応

イ 避難行動要支援者および準ずる住人の情報を把握し、被災時の個別対応を決めて対象者と確認しておく。

*■地区の取り組みの②に対応

- ・平成 29 年度に、各町会自治会等の会長とあんしんすこやかセンターが直接会って確認した内容をまとめ、各団体の個別対応一覧表を作成した。今後も随時更新していく。

ウ 各種イベントに町会未加入者の参加を促し、加入世帯増加を図る。

*■地区の取り組みの① ② ③に対応

エ 大学等に近い団体は、防災関連の行事のほか、各種イベント等にも学生を呼ぶなど協働を心がけ、平時からつながりを築く。

*■地区の取り組みの③に対応

課題4 避難行動及び誘導

■前書き

被災状況は、地震の規模と家屋・地盤の強度等により大きく異なる。常に、「最悪の状況」を想定しておくことが必要である。そして、大地震の後には、必ず余震が来ることを念頭に行動することが肝要である。

幸いにして避難行動をとれる方は、各町会・自治会あるいは各避難所の規定・指針に従って、場合によっては自己判断により、状況を見ながら次の①から⑥の行動及び誘導を開始する。

また、避難には緊急を要する避難と緊急を要しない避難があるが、地震直後に火があり、初期消火の段階を過ぎた時は緊急避難を要する(当地区では日大グラウンド一帯が火災時の避難場所になる)。

なお、ここで扱う「避難行動」は発災直後の初期段階での全体を対象とした行動であり、「要配慮者」に限定しない。「要配慮者」の安否確認については別途課題として取り上げる「地域住民の安否確認・避難行動要支援者支援」において詳細を定める。また、避難誘導中に遭遇した負傷者への対応は、別課題「負傷者対応」によるものとする。

さらに、区立小中学校の避難所運営委員の行動については、各避難所の規定・指針によるものとする。

注. 「避難所(区立小中学校の校庭・体育館・格技室等)の安全確認と避難とのタイミング」をどのように考えるかという問題があるが、取りあえず状況に応じて避難所・広域避難場所・一時集合所へ向かう。

■地区としての今後の取り組みの方向性(行動及び誘導の手順)

避難で重要なことは第一に自分の生命であり、次に各自の生命を維持する諸物品である。備蓄食糧を含め自分の体力に応じた持ち物を用意し、速やかに避難出来るよう自身で判断する。

また、避難行動を誘導してくれる人が来られない規模の被災状況も考慮しておく。

① 多様な避難について周知する

発災直後の指定避難所には、想定収容人数を超えた避難者が集まり、食料やトイレが不足する厳しい環境になることが予想される。さらに、感染症流行下では、感染拡大による複合災害となる可能性もある。

これまでの「指定避難所へ行くことが避難である」という認識を改め、分散避難

という選択肢があることを周知する。特に在宅避難をすすめるための支援や仕組みを構築する。

さらに、地域資源を活用した新たな避難先の確保を目指す。

② 避難の要否を的確に判断する

大地震が発生したとき、可能な限り自宅で避難生活をするのが望ましいが、家が倒壊したあるいは倒壊の恐れがあるとき、さらには火災がせまって来るときには、一時集合所や広域避難場所さらには所定の避難所へ行くことになる。

繰り返す余震に自宅が耐えられるかどうかの判断は難しい。自己責任判断をサポートして貰えるためにも、東京都が認定した家屋の応急危険度判定士を団体ごと把握、または育成しておく。

また、一時集合所に集まって整列して行動する余裕のない状態があることを認識しておく。一時集合所が他の町会の避難所になっている傾向はあるが、一時集合所から避難所までの安全が確認出来るまでは他の町会の避難所にとどまる。

特に火災に際しては、行動の遅れが取り返しのつかない事態を招くので、速やかな判断が不可欠である。

③ 行くべき避難先を決め、家を出る支度を整える

火災が迫っているときと倒壊の危険があるときとでは、避難先が異なる場合がある。状況に応じた避難先を速やかに選択しなければならない。

安全な駐車スペースが確保できて車が使える場合は、車内生活も考えられ、同様にテントを使用する方法もある。

また、避難に際しては、車を使用しない、消火を確認して電気ブレーカーを落とす。防犯の為に可能な限り施錠をするよう心掛ける。

④ 安全な避難ルートを探る

自らの避難所を知ることは当然として、避難路については、普段から複数のルートを確認しておく必要がある。電柱電線・ブロック塀・自動販売機その他高い建物が多い道は避ける。

発災後の避難路は、建造物の倒壊、断裂・陥没の発生さらには燃えている家屋があるなど、平常時と様変わりしていることを想定しておく必要がある。

⑤ 「共助」を意識しながら避難行動をとる

自身の安全を確保しながら、家族・近隣住民の安否を確認し、近隣住民と協力して可能な範囲で倒壊家屋の住民及び通行中の人の安否確認と救助・救護に努める。

そして、避難途上において他の避難者と合流したときには、初期消火及び救出作業に参加できる方に協力してもらい、可能な範囲内で消火・避難路の安全確

認・救助・救護活動を継続する。

初期消火できる状態ではないと判断した場合は迷わず避難する。

常に余震を念頭に置いて行動し、二次災害を避けることが肝要である。

⑥ 他地区の住民にも親身に対応する

適切な避難行動が取れずにいる状況に遭遇した場合、声をかけるなど可能な限り親身に対応する。

■各団体の今後の取り組みの方向性

上記①～⑥の行動を的確に実践するため、次に挙げるア～カの各項目について、平常時に団体内で周知し情報を共有する。

松沢地区では各小中学校を拠点に活動する避難所運営委員会、各町会自治会で実施の防災教室・訓練、各町会自治会等の定例会等の活動が行われている。こうした場において当該会議体等が定める者による説明や、区や団体が作成した印刷物の町会自治会等での回覧、掲示板への掲出等を周知の手段に考えている。

ア 被害の状況に応じた避難行動の取り方を学ぶ

・火災が迫っているとき、建物に倒壊の危険があるときなど、状況に応じた緊急避難の相違などについて、認識を深める工夫をする。

・非常持ち出し品は、被災規模で各自判断する。持ち出し品が多くて避難行動に支障を来すことで逃げ遅れないよう心掛ける。

自分の生命と生命維持物品等、事前に持ち出物に順位を付けておく。

・避難所毎に運営委員会が存在し、運営規則があるのでその規則を遵守して行動する。当然、避難所は規則・基準に従って開設される。

* ■地区の取り組みの②に対応

イ 地区や災害の特性に合った避難先・避難方法を平常時に検討しておく

・一時集合所の目的や場所、避難所の長所短所などを各住民が理解するよう周知する。

・歩行避難用道路の安全確保及び緊急車両の円滑な運行の確保のために、**車での移動は不可能**であることを住民に徹底する。

実際問題として、遮へい物により車での移動は不可能である。

・安全な駐車スペースが確保できる場合は車中泊を、テント泊が可能であればテント泊を推奨する(ペット同行の場合は特に推奨する)。

その場合、原則的には支援物資は自ら配給場所まで取りに行く。在宅避難者も同様である。体力的に優位な者や声の大きい人間が常に優先的に支援物資を受け取ることの無いように、弱者へ配慮する。

避難所はその場合の支援物資の配給方法を検討しておく。

- ・在宅避難のための事前の備えとして自宅の耐震補強、水、食料、簡易トイレ、燃料等の備蓄の必要性について、区の助成制度も含めて周知する。
- ・在宅避難者への物資・情報提供の仕組みを事前に検討しておく
- ・世田谷ボランティアセンター等との協力による在宅避難者支援の仕組みを考える。
- ・避難行動要支援者や独居高齢者に対して、必要に応じて一時的な住まいの確保を検討する。
- ・火災の怖さなどを理解し、自宅から出火させない対策の必要性^{*}を町内住民に周知する。
- ・被災直後から起きる空き巣等の被害を防ぐために、自宅を離れる際の必要な防犯対策^{*}についても各人が知識を持つように努める。

* ■地区の取り組みの①②に対応

[補足]

※自宅から出火させない対策の必要性:別課題「自助」で詳述

※必要な防犯対策:空き巣対策には鍵を二重にする、伝言メモなどで留守を表示しない、聞こえる程度の音量でラジオをつけておく。こまめに様子を見に戻る等。

ウ 発災時の状況を想定し、安全なルートをマップなどで確認する

- ・古い建築基準法で建てられた家屋やブロック塀などに沿った狭い道、工事中の箇所、行き止まりなど、避難路として相応しくないルートがあるのでこれらを除いてマップ化^{*}しておく。
- ・建てられた年代によらず余震等で損壊する家屋もある。特に人が生活していない空き家^{*}は、すでに損傷が進んでいることが多く、避難ルートの選別時には注意を要する。
- ・マップの上では安全に見えても火災が発生している場合、燃えている家屋の前を通る事は不可能である。それでも強行突破で通り抜ける場合は、その先が通じていることが必須条件であることを念頭に置く。
- ・イベントなどの機会に“防災まち歩き”などを実施し、被害想定に基づくイメージを持ち、次善の策を考えておく。
- ・同時複数の火災時は避難路内で閉じ込められるなどの被災を避ける為にも情報の収集^{*}が必要である。これには地区の被災状況を発信^{*}するなど、迅速で正確な情報をさまざまな方法で共有する準備をしておくことが望ましい。

* ■地区の取り組みの④に対応

※マップ化:防災塾WGや同等の組織で「防災まち歩き」などを実践し、必要なデータを地図上に落とし込む作業を想定。

※空き家情報:町会自治会内において防犯パトロール等で把握可能と想定。

※情報収集手段:防災無線塔からの放送のほか、エフエム世田谷(FM83.4MHz)では区内の

情報をインターネットやスマートフォンでも聴くことができる。

世田谷区ホームページ (<http://www.city.setagaya.lg.jp/>) では三軒茶屋キャロットタワー屋上に設置の高所カメラが把握した被害状況なども見ることができ、Twitter ツイッター (@setagaya_kiki) 等で、世田谷区に関する防犯・防災情報が収集できる。他にもテレビ・ラジオのインターネット同時配信(サイマル放送)などの手段もある。

※情報発信:防災用トランシーバーを(東京都の助成金などにより) 配備している町会自治会も複数あり、高い建物の屋上等から目視で確認できる情報発信等を想定。

エ 避難行動時のルールを決める

- ・避難に際しては、身近に危険が隣り合わせであることを認識し、単独行動は避け、近隣者*と声を掛け合い複数で避難する。
- ・避難途上の人々が、必要な避難行動を取れずにいる人を見かけた場合には、適切な声かけをする。
- ・避難誘導者の役割の内容や活動範囲*を決めておく。
- ・避難誘導中に負傷者等を発見した場合は、別課題「負傷者対応」により対応し、避難誘導行動への影響を最小限にとどめる。
- ・救助にあたる人は革手袋を使用するなど、自身の負傷防止策を取る。
- ・倒壊家屋等の下に挟まれている人など、状況により救出を断念する覚悟*が必要である。

* ■地区の取り組みの⑤に対応

[補足]

※近隣者の範囲は(指定するかどうかも含め)各団体で決定する。

※避難誘導者の役割や範囲についての指定や具体的な内容は、各団体で決める。

※最悪の事態もありうることを想定している。

オ 松沢地区住民以外の避難行動者への誘導(人道的配慮)

- ・事前にまちなかの曲がり角、踏切地点、目立つ場所等に看板を立てる、掲示板に丈夫なチラシを貼るなどの方法で、各ポイントから最寄りの帰宅困難者施設等への案内*を表示する(地震と大規模火災で書き分け、矢印などで向かうべき方向も図示する)。
- ・帰宅困難者施設等は、これらの避難者の受け入れ対策*を講じておく。
避難誘導対象者数を最小限に抑えるため、地区内の事業所や学校などに対し、東京都帰宅困難者対策条例に基づく従業員や生徒用の水・食料・その他必要物資の備蓄を依頼する*。
- ・避難行動中に屋外を歩いている人を見かけたら、躊躇なく声をかける。
他所の住民で迷っていることが判明した場合や、不安と恐怖の中にいる様子が窺えた場合には、自分の行き先(避難先)を知らせ、合流・同行を呼びかけるなど援助の手を差し延べる。

帰宅困難者施設へ向かうなど同行しない場合にも、ルートや案内板の場所など、最低限の説明をする。

- ・通行中の車両は被災時は公道左脇に停車するが、その後の行動が的確であるとは限らない。駐車可能なスペースや避難先の教示などを行うことができれば、道路等の機能を確保する可能性が高まる。

桜上水エリアには畑も点在するので、災害時の駐車スペースとして協力してもらえるか把握しておく一方、余力がある地域住民が車両の誘導を担えるよう、意識付けを行う。

- ・地区に関係する鉄道会社の発災時の体制を確認し、必要に応じて依頼、又は協議しておく*。
- ・自力で開設前の避難所へ辿りついた避難者に対しての取扱いは、避難所ごとに、避難所運営委員会もしくは学校において対応を定めておく。

* ■地区の取り組みの⑥に対応

[補足]

※案内表示の具体化については今後、防災関係の会議体や避難所・帰宅困難者施設等との協議を進めていく。別課題「帰宅困難者支援」とも関連する。

制作費、設置・添付の許認可、デザイン等は今後の問題として残る。

他の地区・他の地域など区内は共通標識が望ましい。

※避難者等の受け入れ対策については、各避難所、帰宅困難者施設等で性質・目的等を整理し、必要とされる物品やスペースなどの数値を把握し、実現に向けた行動を取る。都立松原高校については別課題「帰宅困難者支援」に記述あり。

※東京都帰宅困難者対策条例に基づく従業員や生徒用の水・食料・その他必要物資の備蓄については防災関係の会議体(防災塾WG等)に参加する学校職員や店主等へ働きかけることを想定している。

カ 外出時の避難行動

- ・避難に際しては、地元住民に避難所を確認し、身元がわかるものを提示し避難に同行させてもらう。帰宅困難者支援施設も利用可能であることを知識として持っておく。

- ・安全な場所に身を落ち着いた後は、災害用伝言ダイヤル(避難所の特設電話機も使用可)、あるいはインターネットなどにより、家族または非常時の連絡先に避難場所・避難状況を伝える。

非常時の連絡先については平常時に各人において把握しておく。

- ・住所地(自宅)には、安全に戻れることが確認出来てから戻る。

* ■地区の取り組みの⑤に対応

課題5 自助

■意見

地区防災計画の前提は、第一に「自助」である。自ら（家族も含む）の命は自らが守ること、または備えることである。（リスク管理 Navi 用語集より）

地区防災計画において、「自助」を考える上で重要なことは、「自助」は次に続く「共助」を可能にするという視点ではないだろうか。

すなわち、「自助」は自らの身を守ったうえで、その結果「共助」に向かうことができ、被災者からいち早く支援者に回れるということである。

「自助」は自分自身や一家族の単位で進められる部分なので、備えとしての防災計画を比較的たてやすいものである。

つまり、「自助」については町会からの広報・周知が他の課題と比較し、一世帯ごとに届けやすいといえる。

ところが、今回の防災塾を通して、松沢地区においてもかなりの地域差があり、町会単位でもかなり状況が違うことが明確になった。

この点を踏まえ、今後の地区防災計画の「自助」については、それぞれの町会から進めていくことが求められている。

町会の垣根を越えてお互いに情報交換しながら、町会においても町会自身の「自助」から「共助」へと向かう視点を創りだしていきたい。

■地区としての今後の取り組みの方向性

「自助」は主として、日常の備えから発災時の身の安全の確保、家族の安否確認といった、時間的には限定的であることから、発災前＝日常の備え、発災時＝身の安全の確保に分けて考える。

(1) 日常の備え

ハード面

① 住まいの耐震化・家具転倒防止策の周知徹底

阪神淡路大震災時、亡くなられた方の死因の約84%が圧死であったことから、住まいの耐震化、家具転倒防止策は最重要課題である。

ただし、これには一定の工事費も伴うので、世田谷区の助成制度などの周知につとめていく。年1回、まちづくりセンターを会場として実施される、無料の耐震相談会の活用なども考える。

一方、アパート、マンションなどの共同住宅の多い地区もあり、情報が行き届けにくい場合もある。このうち、特に築年数の高い建物についての計画はこれからの検討課題である。

②感震ブレーカーの設置

最近の震災後の火事は、60%以上が電気によるものであり、各家庭において感震ブレーカーの設置を進めていきたい。

松沢地区のほとんどが区の補助対象地域には入っていないので、設置するには自費負担ではあるが、地域で取り組むことが重要なので、設置の重要性を周知していきたい。

ソフト面

③顔の見える関係づくり

日頃から様々な機会をとおして声を掛け合い、顔見知りを増やしていく。お互いの家庭状況を知っておくことは、発災時の救助活動に欠かせないものとなる。

④発災時に必要となる水・食料、防災用品の備蓄

各世帯の状況によって用意するものは変わるので、それぞれの事情に合った備蓄品のリストのマニュアルの配布やアドバイス等を進める。

⑤発災時の家族の行動マニュアルの準備・家族間での共有

いつ、どこで災害が発生するか特定できないので、さまざまな想定にしたがって予め、建物のなかでの身の守り方や、避難時の家族の動きを決めておくように呼びかけていく。

(2) 発災時

世帯ごとでのマニュアルに従い、自らの身の安全と、家族の安全を第一に行動する。

火災の発生時には初期消火に努める。

■各団体の今後の取り組みの方向性

松沢地区には、各小中学校を拠点に活動する避難所運営委員会、町会自治会があり、防災関係の教室・訓練、各町会自治会等の定例会・イベント等が定期的に行われている。

このような機会を捉えて当該会議体等が定める者から住民に以下の各項について周知し、実施者を増やすことをめざす。

併せて区の担当課が作成したチラシなどを町会自治会等内で回覧または掲示板へ掲出することなども実施し、団体内における動機付けを図る。

ア 揺れに対する住まいの環境を整える

- ・耐震化に関する行政の助成制度を知る。

世田谷区には、無料の耐震診断士派遣や補強設計・改修工事、建て替え費用の一部を助成する制度*がある。

- ・各家庭の状況に合わせた対策をとる。

耐震補強工事だけでなく、家具の固定、ガラス飛散防止、高い位置に物を置かない等、すぐに実施できることもある。

- ・高齢者・障害者等向けの、行政の助成制度を知る。

世田谷区には、家具転倒防止器具取付支援や、耐震シェルター、耐震ベッド設置費用の助成制度*があり、利用できる場合もある。

* ■地区の取り組みの(1)① に対応

[補足]

※耐震化：世田谷区防災街づくり担当部防災街づくり課が昭和56年5月以前に着工した住宅等への耐震診断・改修工事助成を実施。

※高齢者・障害者等向け：世田谷区防災街づくり担当部防災街づくり課が家具転倒防止器具取付支援や、耐震シェルター、耐震ベッド設置費用を助成。

イ 感震ブレーカー設置を推奨する

- ・通電による火災の仕組みや、感震ブレーカーの目的・特徴等を知る。

- ・地域一帯に設置することにより、高い火災予防効果が期待できることを知る。

- ・世田谷区には、一部の区域に対して感震ブレーカーの設置・購入費を補助する制度*があることを知る。

- ・簡易タイプの感震ブレーカーは、安価な部品の組み合わせで自作できることなどを必要に応じて情報共有する。

- ・無理の無い範囲で設置家庭を増やす。

* ■地区の取り組みの(1)② に対応

[補足]

※赤堤1丁目の一部と赤堤2丁目の一部は、東京都建築安全条例に基づく「新たな防火規制区域」に該当しており、区が指定するタイプの感震ブレーカーの設置・購入費について世田谷区危機管理室災害対策課の補助を受けられる場合がある。

ウ 災害時に役立つような関係づくりを心がける

- ・日頃の交流を通して、隣近所に住む人の顔と名前を覚えることが、災害時に役立つことを意識する。

- ・信頼関係が築けている場合、必要に応じて家庭状況や生活パターンなど、発災時の安否確認に繋がられるような情報を共有する。

* ■地区の取り組みの(1)③ に対応

エ 災害時に必要とされる物品を備蓄する

- ・各家庭において一人最低3日、できれば一週間分の水・食料・トイレ・生活用品の備蓄に努める。
- ・水や米、レトルト、缶詰などの保存がきく食料や生活用品は、無理なく備蓄できるローリングストック法を取り入れる。
- ・非常用持ち出し袋の準備、枕元への懐中電灯や靴などの用意をする。

* ■地区の取り組みの(1)④ に対応

オ 各家庭で災害時の行動マニュアル(各団体で作成の「防災計画」※に基づくもの)を作り、次の事項を中心に家族で共有する

- ・発災時の滞在場所・時間・状況等別に、身を守るための方法。
- ・助かった後にとるべき行動。行くべき避難先、持ち出す物、災害の状況や今後の見通しなどの情報入手など。
- ・家族間での安否確認方法・合流地点などの取り決め。
- ・被災地の避難所の実態※を知り、発災後の自助をイメージする。

* ■地区の取り組みの(1)⑤ に対応

〔補足〕

※各団体で作成の防災計画:独自に作成済みの町会自治会もあり、他団体への参考に提供されている物もある。

世田谷区の災害対策課作成の「災害時区民行動マニュアル」も参考にする。

※各町会自治会や避難所運営委員会等で実施する防災関連訓練などの機会に、現地での支援活動経験者や被災者等から話を聴く、区の地域振興課等から借りられるDVDを上映する などを想定。